

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>1 新型コロナウイルス感染症対策について 1-1 感染拡大防止 策の徹底について 全国的に新型コロナウイルスの感染者数が減少する中、本県においても感染者が確認されない状況長く続ける。しかしながら、他県においては依然として大規模なクラスターが発生しており、帰省等による年末年始の人の往来が、感染拡大につながる恐れも生じている。 また、オミクロン株という新たな変異ウイルスが国内でも主流になりつつあり、今後の全国各地への広がりも危惧されている。 については、年末年始に向け、県民に対し基本的な感染防止策を再徹底させるとともに、今月から始まった3回目のワクチン接種が円滑に行われるよう、ワクチンの確保と、接種体制充実に取り組むよう要望する。</p>	<p>県では、令和3年12月15日に県対策本部員会議を開催し、改訂された国の基本的対処方針に基づき、県の基本的対処方針を改訂の上、感染対策に取り組むこととしたところです。 また、県対策本部員会議の議題として、年末年始の過ごし方について取り上げるとともに、基本的な感染対策の徹底や年末年始の過ごし方について、県民に対して知事メッセージで呼びかけたところです。  令和4年2月15日に、厚生労働省から新型コロナワクチンの中長期の見通しが示され、県内では令和4年8月までに接種間隔が6か月経過する方が約101万5,000人程度見込まれるのに対し、ファイザー社ワクチンが約55万8,000回、モデルナ社ワクチンが約54万9,000回、合計では約110万7,000回供給される見通しとなっており、必要な総量は確保できる見通しとなっています。 県としては、ワクチンの市町村間の配分調整などを通じて、市町村の接種の前倒しを支援していきます。 また、希望する方への接種を加速していくため、県医師会や関係医療機関と連携し、医療従事者の広域派遣調整や県による集団接種の実施などにより、市町村の接種体制確保を支援していきます。</p>	復興防災部	復興危機管理室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1 新型コロナウイルス感染症対策について 1-2 飲食店等の支援について ワクチン接種が進み、感染者も減少していることから、経済活動も徐々に回復を見せているが、東京商工リサーチの調査で約8割の企業が忘年会を行わないと回答するなど、飲食業や宿泊の厳しい状況は今後も続くことが予想される。 については、飲食店や宿泊施設の利用促進のため、いわて飲食店安心認証店の拡大促進や、「いわての食応援プロジェクト」、「いわて旅応援プロジェクト」の充実等、支援策の強化を図るよう要望する。</p>	<p>岩手県は、東北の中で福島県に次ぐ認証店数であり、多くの飲食店に認証基準に沿った感染対策に取り組んでいただいているところです。 感染拡大の防止と社会経済活動を継続していくため、引き続き認証制度の普及が重要であることから、スタンプラリーキャンペーンなどにより認証店の利用促進を図るとともに、市町村や商工会議所・商工会等とも連携しながら、より多くの飲食店に認証を取得いただくよう取り組んでいきます。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	B 実現に努力しているもの
	<p>国のGoToEat第2弾事業である「いわての食応援プロジェクト」については、令和4年1月16日に終了しましたが、県では、令和4年度において、民間事業者が行う飲食店や商店街の利用を促進する事業に要する経費の一部を補助し、コロナ禍により影響を受けている事業者の取組を支援します。 また、旅行・宿泊代金の割引等を行い、観光需要を喚起する「いわて旅応援プロジェクト」を令和4年度においても実施します。なお、令和4年5月のゴールデンウィーク後からは、国で実施を予定している「新たなGotoトラベル事業」を県で実施することにより、引き続き、観光需要の拡大を図っていくこととしています。</p>	商工労働観光部	産業経済交流課 観光・プロモーション室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>1 新型コロナウイルス感染症対策について 1-3 保育士等への慰労金の支給について コロナ禍の中、医療・介護・福祉・教育の現場で、患者や入所者等の感染防止に腐心されてきた方々の内、医療従事者と介護従事者には 国から 慰労金が支給されたが、保育園や幼稚園で働く方々には未だ支給されていない。 他県では県独自で支給したところもあり、感染拡大防止のためのこれまでの苦勞に報いるためにも、保育士や幼稚園教諭等に対し、早急に県の事業として慰労金を支給するよう要望する。</p>	<p>子どもとの直接的な接触が避けられない職場で、社会機能を維持するための業務を継続していただいている保育士等への慰労金の支給については、政府が給付することとした医療従事者等と同様に、国の財源により国全体のスキームで行われることが望ましいと考えています。 県が独自に対応するためには、多額の財源を要すること、また、社会の機能を維持するため必要な業務に従事している方の全てが慰労金の対象になっているわけではなく公平性の問題もあることから、慎重に判断する必要があります。 県としては、令和3年6月の新型コロナウイルス感染症対策に関する提言・要望のほか、全国知事会等を通じて、感染の不安を抱えながらも勤務を継続している保育士等に対し慰労金を支給するよう、国に対して要望してきたところであり、今後も機会を捉えて国に働きかけていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	S その他
<p>2 人口減少・少子化対策について 2-1 結婚支援策の充実について 少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化の解消のため、県においては盛岡市、宮古市、奥州市の3か所に「いきいき岩手結婚サポートセンター(i-サポ)」を設置し、結婚を希望する方々の結婚支援に取り組んできたところである。 しかしながら、本年11月末現在の成婚数は104組に止まっており、会員数も伸び悩んでいることから、事業の更なる周知や、市町村や結婚支援団体との連携を強化していく必要がある。 また、他県で実績を上げている「結婚サポーター制度」を取り入れるなど、新たな事業展開を進める必要もあると考える。 については、県民に対する周知に一層取り組むとともに、センターのスタッフ増員や、新たな支援システムの構築等により、効果的に事業を進めるよう要望する。</p>	<p>“いきいき岩手”結婚サポートセンター「i-サポ」を効果的に運営するためには、多くの県民の方々にセンターを知っていただくことが重要であると考えており、これまで、県、市町村等の広報誌やホームページ、テレビ、ラジオ、新聞などの活用に加えて、令和3年1月からSNSを活用した広報にも取り組んでいます。引き続き、市町村、団体等の協力をいただきながら、積極的な周知と登録会員の増加に努めていきます。 また、人工知能(ビッグデータ)によるマッチングシステムを活用し、お見合いの活性化を図り、交際者の増加に取り組んでいます。 引き続き、市町村等関係団体と連携を図りながら結婚支援に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>2 人口減少・少子化対策について 2-2 子どもの医療費助成の拡充について 子どもの医療費助成は、子どもの健康の維持増進や、子育て世帯の負担軽減を目的として全国の全ての自治体を実施しており、本県においても全市町村が実施しているところである。 しかしながら、一人親世帯の増加や、新型コロナウイルス感染症の拡大等による社会情勢の変化によって子どもの貧困も深刻化し、子どもの医療費助成の必要性が一層高まっていることから、県としてのこれまで以上の支援が必要と考える。 また、同じ岩手の子どもであるにも関わらず、住む自治体で受ける支援が異なり、格差が生じていることは問題で、我々の調査においても多くの自治体から県の統一した制度が必要との要望も寄せられていることから、市町村とともに県内市町村同一の医療費助成制度を設けるとともに、高校卒業までの医療費助成の拡充について早急を実施するよう要望する。</p>	<p>各市町村の医療費助成については、県の補助制度を基本としつつ、それぞれの政策的判断の下に拡充が図られてきていますが、子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差によらず、全国どこの地域においても同等の水準で行われるべきであることから、引き続き、国に対し、全国一律の制度創設を求めています。 県が医療費助成の対象を拡大する場合、多額の財源を確保する必要があり、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、国の動向を注視しながら、県の医療福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があるものと考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>2 人口減少・少子化対策について 2-3 企業による子育て支援の取り組みの促進について 子育て支援を効果的に進めるためには、企業の理解と協力が不可欠である。 しかしながら、平成17年に施行された次世代育成支援対策推進法では、常時雇用労働者101人以上の企業に対し一般事業主行動計画の策定が義務付けられ、100人以下の企業</p>	<p>いわて女性の活躍促進連携会議の構成団体と連携し、イクボスやワーク・ライフ・バランスをテーマとした講演や優良事例の紹介などによる研修会、企業・団体において実施する職場研修の支援などにより、経営者や管理職等の意識改革を促進するとともに、いわて女性活躍推進員が各種推進制度の活用を企業に直接働きかけることを通じて、女性が活躍しやすい環境づくりを支援します。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>事業主行動計画の策定が義務付けられ、100人以下の企業は努力義務とされているが、本県では、100人以下の企業の多くが策定していないのが実情である。</p> <p>また、本県においては、平成27年2月に「いわてで働こう推進協議会」を設置し、「いわて働き方改革推進運動」の中で子育て支援に対する企業の理解と支援を促しているが、運動が企業に浸透しているとは言い難い状況にある。</p> <p>ついで、県において、常時雇用労働者100人以下の企業にも一般事業主行動計画の策定を義務付ける条例を制定し、企業による子育て支援を進めるよう要望する。</p> <p>また、イクボス宣言を行った企業間で、従業員の子宝率や具体的な実施状況を共有するなど、企業における子育て支援を効果的に進めるとともに、先進事例をもとにした経営者、管理職のセミナーやワークショップの開催など、より効果的な方法で普及、啓発を図るよう要望する。</p> <p>併せて、「いわて子育てにやさしい企業等認証制度」等の優遇制度等の見直しに加え、企業が意欲を持って認証に向けた制度設計に着手できるよう、経営者、女性労働者との意見交換を積極的に行うとともに、事業所内保育施設、企業主導型保育事業などについて企業が活用できる子育て支援制度の周知を積極的に行うよう要望する。</p>	<p>一般事業主行動計画の策定義務を100人以下の規模にまで拡大する条例の制定については、子育て支援の分野のみならず、経済分野など様々な方面に与える影響を与えるため、十分な検討の必要があると考えます。</p> <p>県では、常時雇用労働者100人以下の企業の一般事業主行動計画策定を促すため、一般事業主行動計画策定を「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度の要件とし、随時、優遇措置の見直しを大幅に行っているところです。</p> <p>令和3年度から、県内企業経営層向けオンラインセミナーを、環境生活部と共同で実施しており、仕事と子育ての両立支援の重要性の普及・啓発を行っています。</p> <p>仕事と子育ての両立支援に資する取組を、今後も継続して取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	C 当面は実現できないもの
	<p>一般事業主行動計画の策定を促進するため、国では仕事と家庭の両立支援に取り組む中小企業事業主等に対する助成制度を設けています。</p> <p>県においても、岩手労働局と連携しながら、セミナーの開催等により、国の助成制度の利用促進を含む周知啓発を行うとともに、国に対し、助成制度や税制優遇措置の拡大についての要望も行っているところです。</p> <p>また、県が取り組む「いわて働き方改革推進運動」においては、従業員の労働環境の改善をはじめとした魅力ある職場づくりに向けた企業の取組について表彰するとともに、取組内容を県ホームページ等に掲載し、広くPRを行っているほか、企業が働き方の改善計画を策定し、その計画に基づいて取組を進める際に要する経費を補助し、企業の取組を支援しているところです。</p> <p>今後も、こうした周知・啓発活動等を通じて、企業等における子育て支援の取組を支援していきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>2 人口減少・少子化対策について 2-4 少子化対策県民税の創設について 公債費比率が高く、財政状況が厳しい本県において、最重要課題である少子化対策に投入できる予算は決して多いとは言えない。 しかしながら、少子化による人口減少は本県にとって最大の脅威であり、子育て支援の充実等により少子化に歯止めをかけることが今最も力を注ぐべき課題であると考えます。 よって、県民に対する少子化対策の重要性の啓発と医療費助成の拡充等、子育て支援充実のための財源を確保することを目的とした「少子化対策県民税」の導入を進めるよう要望する。</p>	<p>県では、少子化対策や、子ども・子育て支援の取組を推進するための財源として、県の一般財源に加え、地方消費税率の引上げに伴う増収分の一部を充てているほか、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用して、結婚や妊娠・出産、子育てに温かい社会づくりに向けた機運醸成に取り組んでいるところです。 新たな超過課税の導入については、子育て世代も含めて県民生活に影響を及ぼすものであり、県民の十分な理解が必要であることから、受益と負担の関係など、慎重な検討が必要であると考えています。 さらなる超過課税を実施するに当たっては、新税導入の効果と税の用途、新税を導入して特別に実施しなければならない財政上の理由、県民の担税力への配慮と課税に対する公平感の確保、事業への県民参画意識の醸成などに配慮又は検討がなされなければならないと考えているところであり、新たな超過課税の導入については慎重に対応する必要があると考えています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	C 当面は実現できないもの
<p>2 人口減少・少子化対策について 2-5 児童虐待防止について 全国的に児童虐待が増加する中、本県においても児童虐待による痛ましい事件が数多く報告されている。 このことから、児童虐待防止に向け、市町村をはじめ関係機関・団体との適切な役割分担及び連携の推進を図るとともに、児童福祉司の増員・適正配置などの支援体制の充実強化を図るよう要望する。</p>	<p>児童虐待防止対策を一層推進するため、市町村要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待の予防、早期発見、早期対応が充実されるよう、同協議会の調整担当職員の対応力向上のための研修や市町村子ども家庭総合支援拠点の設置について助言を行うなど、市町村の取組を支援していきます。 また、年々増加する児童虐待相談に対応するため、児童福祉司等専門職員の増員に努めているところであり、引き続き、児童福祉司等を担える専門職員の計画的な確保に努め、児童相談所の体制強化を図るとともに、児童福祉司任用後研修やスーパーバイザー養成研修の継続実施等により、児童虐待対応力の充実強化に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>3 地域医療の確保について</p> <p>3-1 安定的な地域医療提供体制の構築について</p> <p>近年、医師・看護師不足が叫ばれ、また高齢化の進行によって医療費が増大する中、国においては地域医療改革を目的に「地域医療構想ガイドライン」を示し、本県においても平成28年3月に2次保健医療圏における病床機能ごとの必要病床数などを定めた地域医療構想を策定したところである。</p> <p>この構想の実現には、地域の医療に関わる全ての関係者の理解と協力が必要であるが、特にもこれまで各保健医療圏において中心となって地域医療を支えてきた県立病院には、構想実現のための中心的役割を担うことが期待されている。</p> <p>については、地域医療構想が示す岩手の医療のあるべき姿の実現に向け、これまで以上に市町村立病院、民間医療機関等との医療連携を進めるとともに、公立病院改革ガイドラインで示された、公立病院の統合・再編などの「効率化」や「ネットワーク化」にも積極的に取り組み、安定した地域医療提供体制の構築を図るよう要望する。</p>	<p>平成28年3月に策定した岩手県地域医療構想の実現に向けては、構想区域毎に設ける地域医療構想調整会議において、病床機能の分化と連携や在宅医療等の体制整備などについて関係者の合意を形成しながら将来のあるべき医療提供体制の構築に取り組むこととしています。</p> <p>仮に公立病院の統合・再編の提案があった場合、公立病院の統合・再編は地域の医療提供体制に大きな影響を与えることから、地域医療構想調整会議において、関係者の合意を得ながら検討を進める必要があるものと考えます。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>医療政策室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>3 地域医療の確保について</p> <p>3-2 県立病院の医師・看護師の確保について</p> <p>全国的に深刻な医師不足は、本県にとっても例外ではなく、とりわけ県立病院においては深刻で、多くの県民から心配の声が寄せられている。</p> <p>また、医師の非常勤化が進み、必要な医療行為が常時受けられないなどの問題も生じており、このことは常勤医の勤務時間数の増加など労働環境の悪化にもつながり、更なる医師の退出を招くことで経営悪化の流れにもつながっている。</p> <p>また、看護師についても厳しい勤務環境によって離職者が増加し、必要な人員の確保がなされていないのが現状であり、看護師確保も喫緊の課題となっている。</p> <p>については、全ての県民に安定した医療を提供するという県立病院の役割を果たすためにも、医師・看護師の勤務環境の改善や、若い医師が定着したいと思うような魅力ある病院づくりにこれまで以上に取組み、医師・看護師の確保に努めるよう要望する。</p>	<p>県立病院の医師確保については、関係大学等に対する医師の派遣要請や即戦力医師の招聘活動に引き続き取り組むとともに、県立病院に勤務しながら専門医資格取得が可能なプログラムの積極的な活用により、奨学金養成医師の臨床研修後の早期義務履行促進を図っていきます。</p> <p>また、若手医師のキャリア形成を支援できる勤務環境を整備するための医師の労働時間管理の徹底や、医師の業務負担軽減に向けた医療クラークなど多職種への業務移管を推進するほか、岩手JOYサポートプロジェクトによる女性医師の短時間勤務などワークライフバランスとキャリア形成の両立に対する支援など、様々な取組を行いながら、魅力ある病院づくりに取り組んでいます。</p> <p>さらに、令和2年度から奨学金養成医師など専門医取得を目指す若手医師の研修機会の充実を図るため、県立病院医師が指導医を取得する際の経費の支援や指導医として専攻医の指導を行った医師への指導医手当を創設したところであり、引き続き指導體制の充実に努めていきます。</p> <p>看護師の勤務環境の改善については、夜勤専従制度を始めとする多様な勤務形態の導入などによるワークライフバランスの向上、看護補助者の夜勤導入など看護師業務の他職種への移管や業務の共同化による業務負担軽減など、総合的な勤務環境の改善を進め、魅力のある働きやすい職場環境づくりに取り組んでいるところです。</p> <p>また、仕事と家庭の両立を支援するため、院内保育所による24時間保育・病後児保育、中央病院院内保育所における病児保育を実施していますが、新たに令和4年1月6日から中部病院院内保育所においても病児保育を開始しています。他の県立病院についても、利用ニーズや実施体制などを踏まえ検討を進めていきます。</p> <p>看護師確保については、看護師養成校への訪問や就職セミナーの開催、SNS等を活用した情報発信の強化に取り組んでいるほか、職員採用選考試験において、看護師の受験資格年齢の上限の引上げや、試験を複数回実施するなど、志願者が受験しやすい環境整備を行ったところであり、今後とも様々な取組により看護師確保に努めていきます。</p>	<p>医療局</p>	<p>医師支援推進室</p> <p>職員課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>3 地域医療の確保について 3-3 周産期医療体制の充実について 医師不足の本県において、とりわけ産科医師の不足は深刻化している。 そのような中で、昨年3月の県立中部病院からの東北大学派遣医師の引上げ、今年9月の県立釜石病院における分娩の中止は、地域住民に大きな衝撃を与えている。 産科医師の不足は全国的な課題であり、医師確保は容易ではないが、県内全ての地域で安心して出産できる環境の整備に向け、医師の招聘活動の強化や奨学金養成医師の育成等を通じ、早急に産科医師の確保を図るよう要望する。 併せて、産科医師の負担軽減を図るために、地域周産期母子医療センターにおいて院内助産の取り組みを進めるよう要望する。</p>	<p>県では、奨学金制度により医師の絶対数を確保し、養成医師の計画的な配置調整を行うことにより、医師不足の解消等に努めており、特に産科・小児科を選択した養成医師が地域周産期母子医療センター等で勤務に専念できるよう配置特例を設け、さらに令和2年度からは医療局奨学資金に産婦人科特別枠を設けており、本制度について周知を図り、産科医等の養成の取組を強化し、医師の偏在解消を進めていきます。 院内助産等の取組については、医師の負担軽減や妊産婦の多様なニーズに対応する上で有効であると考えており、その取組の促進や院内助産、助産師外来等を担う人材の育成・確保が重要と認識しています。 県では、この人材育成・確保の更なる取組を進めるとともに、これまで県周産期医療協議会等において、助産師の人材確保や活用策などの議論を行ってきたところであるが、引き続き同協議会等において意見を伺いながら、院内助産や助産師外来も含めた周産期医療体制の検討を進めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
	<p>産婦人科の常勤医師の増員については、関係大学の医局においても医師の絶対数が不足していることから、大変厳しい状況となっています。 今後とも関係大学への派遣要請のほか、即戦力となる医師の招聘、産科・小児科を専攻する奨学金養成医師の義務履行期間全てで地域周産期母子医療センター勤務を認める特例によるインセンティブ強化などにより、常勤医師の確保に取り組んでいきます。 また、令和2年度から、将来、産婦人科を志す私立大学の医学生に対し、医療局医師奨学資金に産婦人科特別枠として2名分の奨学金枠を設け、産科医の確保に向け取り組んでいます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの



意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>4 若者活躍支援について</p> <p>県では、若者の活動を支援するため、平成27年から「いわて若者会議」、「いわて若者文化祭」を開催し、昨年度からは「いわてネクストジェネレーションフォーラム」と名称を変えて開催しているところであるが、参加者はオンライン、オフラインとも限定的で、広く県民に周知された事業とは言い難く、県の若者支援の取り組みとその効果が、県内全域の若者に波及しているとは考えられない。</p> <p>については、本来の目的である若者の県内定着、地域に貢献する人材を育成するという成果につなげるために、1000万円を超える予算規模と事業の評価を適正に行うとともに、若者支援の方法をイベント重視の施策から若者の雇用環境の改善や就職後の資格取得費用の支援など、若者が県内に就職したうえで、経済的に自立できる環境づくりと人材育成に率先して取り組むよう事業の方向性を早急に転換するよう強く要望する。</p>	<p>「いわて県民計画(2019～2028)」において、県では地域をけん引する若者の人材育成や県内定着につながるよう、若者の主体的な活動の活性化を促進することとしています。</p> <p>令和3年度は、新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、規模や内容を見直し、「出張いわてネクジェネトークセッション」として開催し、その内容をオンラインで広く発信しました。</p> <p>令和4年度については、県北沿岸地域の若者の活動を後押しするため、若者の活動支援を行っている県内の若者団体・活動場所等の中から、いわて若者カフェの連携拠点を指定することとしており、これらの連携拠点の取組とも連動させながら、若者活躍支援に取り組んでいきます。</p> <p>県では、「いわてで働こう推進協議会」を核として、経済団体や労働団体など様々な団体と連携を図りつつ、若者の県内就職促進や人材育成などに取り組んでいるところです。</p> <p>また、令和4年度からは新たに、企業の大卒者等若者人材の確保を促進するための勉強会や、大学生等の内定者に対する早期離職防止のための入社前研修を実施することとしており、これまで以上に若者の県内定着や地域に貢献する人材育成のための取組を強化します。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	B 実現に努力しているもの
<p>5 教育の向上について</p> <p>5-1 いじめ対策の強化について</p> <p>全国でいじめ問題が深刻化したことを受け、平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されてから7年が経過した。</p> <p>しかしながら、文部科学省が行った令和2年度生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査によれば、いじめの件数は依然として減少していない実態が明らかになっている。</p> <p>また、児童生徒間で新型コロナウイルス感染症の拡大による誹謗中傷も問題化しており、子ども同士が関わる時間が長い学校におけるいじめ対策の取り組みはより重要であると考えられる。</p> <p>については、いじめをなくすための教育の充実、教員の研修機会の拡充や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の人的体制の整備等、いじめ対策を強力に進めることを要望する。</p>	<p>令和3年度は、「教職員の資質向上を図る校内研修の充実」をいじめ問題の対策の重点項目の一つとして位置付けており、いじめ問題への対応に係る研修として総合教育センターにおける教員研修、各教育事務所主催による全学校悉皆の教員研修、5地区で開催する高等学校生徒指導連絡協議会での研修、さらには、学校等研修支援訪問を実施し、いじめに係る教員研修の機会を確保しています。</p> <p>また、教育相談体制をより一層充実させるために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの適正な配置等を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>5 教育の向上について 5-2 県立高校の維持について 少子化が進む本県にとって、地域を守っていくためには若者の地元定着が必要不可欠である。 特に高校生は、地域行事への参加や奉仕活動など多方面にわたる地域づくり活動にも参加し、活躍しており、卒業後も地域の産業を担い、ふるさとを守る人財として大いに期待されている。 しかしながら、出生数の減少に伴って地域の高校の小規模化が進行し、本県においても新たな高校再編計画のもと、順次学校統合、学科改編が進められるなど、地域の小規模校は極めて厳しい状況に置かれている。 ついでに、地域にとって重要な高校が、これからも地域との結びつきによって地域の人財育成を担っていくことができるよう、特色ある学校のあり方について広く地域住民の意見を聞きながら、学校と地域との協働体制を積極的に構築するよう要望する。</p>	<p>令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。 また、地域や産業界と高校のかかわりが深まっていることや、生徒の進路実現に向けた高校教育充実への期待が高まっていること等の現状を踏まえ、後期計画期間中において、一定の入学者のいる1学級校を含め、各地域の学校を規模も含めてできる限り維持することにより、地域における学校の役割を重視した魅力ある学校づくり、及び地域人材の育成等に向けた教育環境の整備を図ることとしています。 今後とも、地域の方々の御意見を丁寧に向い、地域や市町村教委等と緊密な連携を図りながら、地域や地域産業を支える人材の育成等を実現できる教育環境の整備を進めていきたいと考えています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>5 教育の向上について 5-3 情報モラル教育の推進について 全国的に子どもたちのスマートフォン、携帯電話の所持率が高くなっているが、本県においてもその割合が年々高くなっている。 スマートフォンは、情報化社会において必要なものになっている反面、スマホ依存による健康への害や、性被害に遭うリスクの増加、「ライン」等のアプリケーションがいじめの温床になっていることなどが問題視されている。 ついでに、スマートフォンがもたらす悪影響から子どもたちを守るためにも、県が主導的に利用のルールを設定するなど、積極的な対策を講ずるよう要望する。</p>	<p>スマートフォン等の利用については、情報モラルの向上が重要であると考えています。今後も、児童生徒自らが適切に判断できるよう、各学校における情報モラル教育の推進をはじめ、保護者や地域、関係団体と連携したスマートフォン等の利用のルールに関する普及啓発活動に取り組むとともに、総合教育センターによる情報モラルに係る出前講座を実施し、体験型の教材を用いた情報モラル教育を推進します。 また、令和4年度から、情報モラル教育に係る児童生徒向け資料を作成し、県内の児童生徒に配付することで、児童生徒の情報モラルを啓発していくとともに、学校において指導資料として活用することで、情報モラル教育の充実を図っていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>5 教育の向上について 5-4 部活動の適正化について 部活動は、子どもの教育にとって意義のある活動である一方で、行き過ぎた活動による教員や子どもの多忙化が問題視され、国を挙げて改善の取り組みが進められている。 本県においても、県内全ての中学校、高校で「部活動の在り方方針」が策定され、学校ごとに取り組みが進められているが、スポーツ少年団活動との兼ね合い等から、依然として教員や子どもたちの多忙化が解消されていない状況が見受けられる。 また、部活動は任意加入であるという基本的ルールが徹底されていない自治体もあり、混乱が生じているという状況も報告されている。 については、県内全ての学校で「部活動の在り方方針」が遵守され、教員の多忙化の解消と、子どもたちが楽しく部活動を行うことができる環境の整備に向け、市町村と一体となった取り組みを強化するよう要望する。</p>	<p>各市町村教育委員会が設定した「設置する学校に係る部活動の方針」及び各学校が設定した「学校の部活動に係る活動方針」について、改定の趣旨等が適切に反映され、県の方針を踏まえた部活動が全ての学校で推進されるよう、各種会議等で依頼し、継続して周知を図るとともに、部活動の方針等について、教職員、保護者、部活動指導員、外部指導者、生徒等の合意形成を図るために「部活動連絡会」等の開催を推進していきます。 また、大会等で勝つことのみを重視し、過重な練習を強いたり、体罰や生徒の人格を傷付けたりする言動等の根絶に向け、指導方法、コミュニケーションの充実等に関する知識や技能に関する研修会を実施や本県生徒の活動を支える各主体(学校、市町村・市町村教育委員会、関係団体、指導者)の関係者が一堂に会し、「望ましい活動・環境の姿」の実現に向けて共通理解を図るセミナーを実施していきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>保健体育課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>5 教育の向上について</p> <p>5-5 小中学校、義務教育学校における特別支援教育について</p> <p>県内の小学校区分の特別支援学級と、特別支援教育の免許を持った教員は年々増加してはいるものの、小学校では特別支援学級を150人ほど上回る教員がいるにもかかわらず、特別支援学級に配置されている教員の数は30%程度にとどまっている。</p> <p>一方、中学校においては支援学級の半分程度の教員数しか確保されておらず、特別支援学級の児童生徒数の増加に間に合っていない。</p> <p>特別支援学級の担任については、免許を持った教員の配置により子どもが服薬しなくとも落ち着いて学習や生活ができるとの実感から、保護者からは免許保有教員の適切な配置を望む声が上がっている。</p> <p>専門的な知識を持つ免許保有教員の積極的な配置により専門的な知見と指導経験の両立を図るとともに、地域の特別支援教育コーディネーターの活用により、医療機関や福祉施設などと学校・家庭との相談機能の強化と連携を推進するよう要望する。</p>	<p>教員の採用につきまして、平成30年度実施の教員採用試験から、特別支援教育の免許保有者に対する加給措置を導入し、専門性を有する教員の確保に努めています。特別支援学級の担任の配置については、免許保有の有無に加え、これまでの指導経験や指導実績などを勘案し、適任者を配置しているところであり、特別な支援を必要とする児童生徒や保護者に寄り添った指導を行うことができるように、研修や特別支援教育コーディネーター等による担当教員への助言・援助を含めた学校におけるサポート体制の充実を図りながら、保護者の期待にも一層応えていけるような体制の構築に努めているところです。</p> <p>また、特別支援学校の地域支援の一つとして、特別支援教育コーディネーター連絡会を地域ごとに設定しており、関係機関との連携や具体的な支援方法に関する研修会を開催するなど専門性を高め合いながら小中学校・義務教育学校を含めた各地域の特別支援教育の充実を図っています。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>教職員課 学校教育室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>5 教育の向上について</p> <p>5-6 フリースクール等との連携など不登校対策について</p> <p>令和2年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、全国の不登校の生徒の数は小中学校でおよそ13万人、岩手県では1,000人以上の子供たちが学習の機会を逃している。</p> <p>特に、中学生の不登校は、学習の遅れにより高校への進学もままならいにもかかわらず、義務教育機関の終了による支援の途切れが問題となっている。</p> <p>県内には小中学生を対象にした9つの適応指導教室があるが、その利用率は1割程度で、利用できる環境にない、あるいは適応できない子供たちは、学びの喪失期間が原因で将来の社会的自立が困難になるケースが多いのが現状である。</p> <p>義務教育期間からの不登校が原因で苦しんでいる子供たちの学習の機会の確保と居場所づくりは急務であり、まずは子供と保護者の置かれている現状と、中学卒業後の進路に悩む保護者の声に耳を傾ける機会を確保するよう要望する。</p> <p>また、神奈川県などと同様に県教委とフリースクール等との協議会などネットワークづくりをして、不登校や学校に適應できない子供の学習の機会の確保に努めるよう要望する。</p>	<p>県教育委員会では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置等により重層的な教育相談体制の充実を図るとともに、各市町村教育委員会においては、学校における個別の支援を行い、各市町村では「適応指導教室」等を設置し、不登校児童生徒を取り巻く環境の改善を図って、学校復帰を含めた社会的自立に向けた取組を推進しています。</p> <p>また、県教育委員会では、令和3年度からフリースクール等民間施設と合同で、不登校児童生徒の支援に係る課題を共有し、支援に向けた学校、教育委員会と民間施設との連携の在り方を確認すること、フリースクール相互のネットワークをつくること等をねらいとした、「不登校児童生徒支援連絡会議」を開催しました。本会議は今後も継続して毎年実施していきます。</p> <p>今後も、不登校児童生徒への支援をより充実させるとともに、フリースクール等の民間施設等、関係機関との連携を促進していきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>6 国際リニアコライダ－の誘致実現について</p> <p>国際リニアコライダ－(ILC)は、基礎科学の研究に飛躍的發展をもたらすとともに、世界最先端の研究を行う多くの人材が定着・交流する国際科学技術イノベーション拠点の形成や、精密実験を支える先端産業の集積につながるものである。</p> <p>また、ILCの実現は、科学技術創造立国の実現や高度な技術力に基づく、ものづくり産業の成長発展に大きく寄与し、日本再興や地方創生にも資するものである。</p> <p>については、ILCの実現に向け、政府として早期に誘致の意思表示を行うとともに、国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、民間の活力を伸ばす成長戦略、地方創生等の柱にILCを位置づけるよう国に働きかけるとともに、政府や関係自治体、関係団体等との引き続き緊密な連携を図り、ILCの受入れ態勢の整備等に取り組むよう要望する。</p>	<p>国際リニアコライダ－(ILC)の実現に向けては、岩手県内はもとより、東北ILC推進協議会など多くの関係団体等と連携しながら、東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。</p> <p>県においては、令和3年6月及び11月実施の「令和4年度政府予算に係る提言・要望」において、ILCの日本での実現を目指し、令和4年度のILC準備研究所の設立に向けて積極的に対応するとともに、日本政府が主導し、国際的な議論を更に推進すること並びにILCを我が国の科学技術の進展、さらに、産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、成長戦略、地方創生等の柱に位置付け、関係省庁横断の体制を強化し、国内議論を加速させるよう要望したところであり、引き続き、日本政府の主導による国際的な議論の推進と省庁横断の連携体制の強化を国に働きかけていきます。</p> <p>東北では、本県を含む関係自治体、大学等による東北ILC事業推進センターが活動を進めており、ILC国際推進チームなど国内外の研究者の活動に応じて、建設候補地周辺の道路等社会基盤や生活環境の整備方針など建設に必要な条件整備等について、実務レベルで調査検討等を行っています。</p> <p>令和4年2月、高エネルギー加速器研究機構(KEK)は、文部科学省ILCに関する有識者会議の議論のまとめを受けて、国際協力による加速器の開発研究を行う方針など今後のILCの進め方について公表し、国際的な機運の醸成、国内での理解促進活動の強化などに取り組むとしており、県として、引き続き、研究者の活動を支援しながら同センターをはじめ、県内市町村やKEK等と一層の連携を図り、ILCの実現に向けて全力で取り組んでいきます。</p>	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>7 農林業の振興について 7-1 農業の担い手確保について 少子化・高齢化の進行に加え、米をはじめとした農畜産物の価格低迷により、農業を取り巻く環境はより厳しさを増す中、後継者不在の農家も増え続け、農業が基幹産業の本県においては、農業の担い手確保が喫緊の課題となっている。 そのような状況の中で、担い手を確保していくためには、新規就農者の確保・育成を進めていく必要がある。 については、新規就農者を確保するための新規就農者向け農業機械のリース事業の創設等、非農家出身者が新たに農業を始めることができるような施策の充実を図るとともに、規模拡大を目指す農業後継者に対する機械設備等の助成制度の創設等、農業後継者育成支援にも積極的に取り組むよう要望する。 また、離農者からの経営移譲が円滑に行われるよう、市町村、関係団体と共に第三者継承センターを早期に設置するよう要望する。</p>	<p>県では、地域農業に意欲を持って取り組む新規就農者の確保・育成が極めて重要であると認識しており、県内外で就農相談会を開催するとともに、農家出身を問わず、就農希望者に対し経営の開始から定着に至るまで、発展段階に応じて支援しています。 農地や農業機械などの初期投資については、農地中間管理事業、青年等就農資金、経営体育成支援事業などのほか、岩手県農業公社の担い手育成特定資産事業により支援しています。また、就農前の研修や経営確立時期の取組については、国の農業次世代人材投資事業により支援してきました。 令和4年度に創設される「新規就農者育成総合対策」では、新たに経営発展のため導入する機械・施設等の導入を支援する補助事業が創設されるなど、新規就農者に対する支援は拡大しています。 今後とも、地域と連携しながら住宅の確保なども含め支援していくとともに、国に対し、今後も事業の継続と予算の十分な措置等を要望するほか、独自の支援策についても検討していきます。 また、離農する経営者から施設や技術などの経営資産を、親族以外に引き継ぐ第三者継承については、新規就農者の確保等に有効と考えており、県では、経営移譲を希望する農業者の情報を集め、関係団体等と広く共有し、全県で情報共有が可能となる仕組みを検討しているところです。 また、国の令和4年度事業では、経営継承に必要となる、人や農地・施設等の情報をデータベース化する取組が盛り込まれており、国の動向も把握しながら、第三者継承が円滑に進むよう、関係機関・団体と連携して取り組んでいきます。</p>	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>7 農林業の振興について 7-2 有害鳥獣対策の推進について 地球温暖化による生息環境の変化、高齢化による狩猟者数の減少などによって全国的に有害鳥獣が増加し、様々な分野において被害が拡大している。 本県においてもシカやイノシシなどによる食害で農作物に深刻な被害が出ているほか、熊などの大型動物による人的被害も頻発している。 については、第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき、市町村や関係機関との連携のもと、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策等を強力に推進するとともに、不足する狩猟者を確保するための狩猟免許取得に対する支援、報酬等に対する財政措置等、鳥獣保護管理に携わる人材の確保、育成を図るよう要望する。</p>	<p>県では、野生鳥獣の個体数管理や被害軽減等のため、狩猟期間の延長に加え、環境省の交付金事業である指定管理鳥獣捕獲等事業を活用したニホンジカやイノシシの全県での捕獲、ツキノワグマについて事前に設定した捕獲上限の範囲内で許可事務を簡素化する特例許可の実施などを行っています。 新たな計画となる第13次鳥獣保護管理事業計画及びシカやツキノワグマなど第二種鳥獣管理計画においても、生息数等についてのモニタリングを行い、取組の中長期的な視点での評価を行い、その結果を踏まえて計画を順応的に見直すこととしています。 鳥獣の管理には市町村をはじめとする関係主体の連携が不可欠であることから、今後も市町村の現状を踏まえた管理事業の推進に努めます。 有害鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者の確保と育成に向けては、狩猟免許試験に向けた予備講習会を受講料無料で開催するとともに、受験者の利便性や市町村の要望を踏まえ、狩猟免許試験の休日開催や県内各地での開催、狩猟免許を取得して間がない方を対象とした研修会の開催などに取り組んでいます。 また、平成27年度から、狩猟者登録に係る狩猟税は、対象鳥獣捕獲員及び認定鳥獣捕獲等事業の従事者については免税に、有害鳥獣捕獲の従事者については2分の1減税となる等の措置が取られています。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
<p>7 農林業の振興について 7-3 家畜獣医師の育成、確保について 全国的に家畜獣医師が不足する中、本県においても家畜獣医師の不足と偏在化が深刻化し、多くの畜産農家に不安を与えている。 県においては、畜産農家の規模拡大の支援等に力を入れているが、獣医師の不足は県が進める増頭対策に水を差すものであり、早急な対策を講ずる必要がある。 については、畜産農家が安心して経営を続けられるよう、国と連携し家畜獣医師の確保に取り組むよう要望する。</p>	<p>県では、質の高い獣医療を安定的に提供する体制の整備を図るため、令和3年3月に「獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画」を策定し、産業動物臨床獣医師及び公務員獣医師の確保の取組を進めており、3つの獣医師修学資金制度(県単、国庫)の活用促進、獣医学生の臨床実習やインターンシップの受入れ等を強化しています。 さらに、岩手県獣医師会などの関係団体と連携して、民間の獣医師や資格を持ちながら活動していない獣医師のリストを整備し、広域的な人材の活用を図っていくなど、安定的な獣医療の提供に努めていきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
		農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの



意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>8 道路・河川の整備について 8-1 治水対策の推進について 本県は河川の整備率が未だに低く、地形的・社会的要因から多くの土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所を抱えている。また、県中央部を縦断する北上川をはじめ多くの河川において堤防の未整備地域が存在する状況にある。 このような中において、頻発する豪雨災害から県民の生命と財産を守るためには、早急な堤防の整備や河道内の支障木の除去など、河川整備等の一層の推進が求められる。 については、災害に強い県土づくりに向けた防災・減災対策を推進するため、堤防整備、河川改修、砂防施設の整備等、治水対策を一層進めるよう要望する。</p>	<p>令和2年度末の県管理河川における整備率は50.6%であり、今後も、緊急性、重要性等を踏まえながら、河道拡幅や築堤等の河川改修を着実に進めていく必要があると認識しています。自然災害から県民の暮らしを守るため、河川改修などの治水対策について、着実に取り組んでいきます。 砂防施設の整備については、避難所・要配慮者利用施設等が立地する箇所や、被災履歴がある箇所など、県全体の整備状況を考慮しながら対策を進めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課 砂防災害課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>8 道路・河川の整備について 8-2 国道343新笹ノ田トンネルの整備について 県南地域における沿岸と内陸部の横軸連携は、東日本大震災津波からの復興と、ILC誘致実現に向けての協調体制の構築の上でも重要である。 その交流連携において重要な役割を果たすのが、両地域を結ぶ幹線道路であり、特に国道284、343は要となる幹線道路として役割が期待されている。 しかしながら、国道343は笹ノ田峠という交通の難所を抱え、沿岸、内陸両自治体や住民団体から、更なる整備促進が要望されているところである。 については、震災からの復興とILC建設を見据えた環境整備の面からも、国道343新笹ノ田トンネルの整備を早急に進めるよう要望する。</p>	<p>一般国道343号は、沿岸地域の復興を支援するとともに、安全・安心な暮らしを支え、広域的な観光などの振興にも資する重要な路線であると認識しており、令和3年3月には渋民バイパスの供用を開始したところです。 また、令和3年6月には、地域の将来像を踏まえた広域的な道路交通の方向性などを定める岩手県新広域道路交通計画を策定したところであり、この計画の中で国道343号を「一般広域道路」として位置付け、気仙地域と県南地域の拠点都市間の連絡強化を図る路線としました。 新笹ノ田トンネルの整備については、大規模なトンネルになることから、多額の事業費を要することが見込まれるため、安定的な事業予算の確保が課題となり、慎重な判断が必要であると考えています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>8 道路・河川の整備について 8-3 北岩手・北三陸横断道路の整備について 地方創生が叫ばれる中、岩手が更なる発展を目指して行くためには、県北地域の魅力ある観光資源や農林水産物を有効活用していく必要がある。 しかしながら、県北地域と都市部を繋ぐ社会基盤整備の遅れが、流通や交流人口の拡大に大きな影響を与えている。 また、近年頻発する災害対応の面からも、県北地域における基幹道路整備の重要性は一層高まっている。 については、「北岩手・北三陸横断道路」を新たに整備計画に盛り込むとともに、自動車専用道として早急に整備・着工するよう要望する。</p>	<p>県北地域の道路ネットワークの強化は、県としても、その必要性、重要性を強く認識しており、令和3年6月に策定した「岩手県新広域道路交通計画」では、内陸と沿岸の拠点都市間を連絡する国道281号を「一般広域道路」として位置付けました。 また、久慈市と盛岡市の連絡強化に向け、将来の高規格道路を目指す構想路線として「(仮称)久慈内陸道路」を位置付けたところ です。 この計画を踏まえ、国道281号について、令和4年2月に久慈市「下川井」工区を供用するとともに、令和2年度に事業化した「案内～戸呂町口」工区の整備を進めているところであり、トンネル等の整備により、災害時にも機能する信頼性の高い道路となるよう取り組んでいきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>9 市町村との連携強化について 市町村の発展が岩手の発展につながることは言うまでもなく、岩手全体を発展させるためには、33市町村と県が同じ方向を向き、一体となって岩手発展のための課題解決に取り組まなくてはならない。 しかしながら、市町村から、県との連携や意思疎通が十分に図られているとは言い難く、施策の推進に支障を来しているとの指摘があり、その解消のためにも、今後一層の連携促進が必要と考える。 については、市町村要望会に知事が出席する等、政策課題解決に向けてより密接に対応し、県と市町村の一体感の醸成に努められるよう強く要望する。</p>	<p>市町村からの要望については、広域振興局長が、市町村からの要望を組織として受け、全庁的に市町村の課題等を把握・共有しながら、具体的な県の意思決定や施策につなげているところ です。 また、市長会、町村会、市町村の議会議長会からの要望において、市町村長等と意見交換を行っているほか、県・市町村トップミーティングの開催などにより、重要な案件について情報を共有するとともに、市町村長から直接意見を伺っています。 県としては、今後においても、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、自治体DXなど、直面する課題に的確に対処する必要があることから、県・市町村トップミーティングのほか、副知事と市町村長との意見交換や副市町村長との会議を開催しているところであり、引き続き、市町村との連携強化に取り組んでいきます。</p>	<p>ふるさと振興部</p>	<p>市町村課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>